

# 平成24年度 国民健康保険料の計算方法(12ヵ月分)

## 料率・均等割額・平等割額、最高限度額は据え置きです

### 保険料＝医療分保険料＋支援分保険料＋介護分保険料

支援分とは…0歳から74歳までの人で、後期高齢者医療制度を支える保険料

介護分とは…40歳から64歳までの人で、介護保険制度を支える保険料（65歳以上の人の介護保険料は国民健康保険料とは別徴収）

種別	医療分	支援分	介護分
所得割額（金額は下記参照）	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
均等割額（1人当たり）	23,520円	8,040円	7,320円
平等割額（1世帯当たり）	21,960円	6,840円	4,680円
合計	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
最高限度額	51万円	14万円	12万円

### 所得割額の計算

（平成23年1月1日から12月31日までの総所得金額等－基礎控除額33万円）×

医療分料率9.4%＝Ⓐ

支援分料率3.4%＝Ⓑ

介護分料率2.7%＝Ⓒ

### 【所得の例】

- ・給与所得…給与収入－給与所得控除
- ・公的年金等雑所得…公的年金等収入－公的年金等控除
- ・その他の所得…収入－必要経費

## 保険料の減額制度

### ①世帯の総所得が基準額を下回る世帯

【対象】世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得合計額等（基礎控除前）が国の定める基準額（右記A・B表参照）を下回る世帯。ただし、右記B表に該当する場合、特定同一世帯所属者の所得を含みます

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保被保険者の資格を喪失した人で、世帯主（継続して世帯主である人）と継続して同一の世帯に属する、後期高齢者医療の資格取得日の属する月から5年を経過する月までの人

※所得申告書（国保・年金課〈市役所別館3階〉・支所にあり）を提出してください

【内容】均等割額と平等割額を軽減

A	軽減割合	軽減基準所得
通常の世帯	8割	33万円以下
	6割	33万円＋（世帯主を除く国保加入者数×24万5,000円）以下
	2割	33万円＋（国保加入者数×35万円）以下
B	軽減割合	軽減基準所得
後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯	8割	33万円以下
	6割	33万円＋【（世帯主を除く国保加入者数＋世帯主を除く特定同一世帯所属者数）×24万5,000円】以下
	2割	33万円＋【（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）×35万円】以下

### ②失業した人

【対象】倒産や解雇などで本人の意思と関係なく職を失った国保加入者（加入予定者を含む）で次の全てに該当する人▶離職日が平成21年3月31日以降▶離職日に65歳未満▶雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11.12.21.22.23.31.32.33.34」のいずれか

【内容】離職日の翌日の属する月から翌年度末まで、失業者の前年の給与所得を100分の30に減額し保険料を算定

※届け出（雇用保険受給者証の写しを添付）が必要

### ③後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯

平等割額の軽減（5年間）

【対象】国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が1人になった世帯

【内容】医療分と支援分の平等割額が半額（①の8・6・2割軽減該当の場合、軽減後の平等割額が半額。該当世帯には軽減後の保険料を通知します）

※申請は不要です

扶養家族の減免（当分の間）

【対象】職場などの健康保険（国保組合を除く）加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、新たに国保に加入する65～74歳までの扶養家族

【内容】扶養家族の▶所得割額免除▶均等割額半額（①の8割・6割軽減該当者を除く）▶平等割額半額（世帯全員が対象者の場合のみ。①の8割・6割軽減該当者を除く）

※申請が必要です

国民健康保険のお問い合わせは、国保・年金課の下記担当へ（ファクスは共通☎934-2631）

- ◎保険料（料金・特別徴収）…賦課担当☎948-6365・6366・6367
- ◎保険証交付・加入・やめるときなど…資格担当☎948-6363
- ◎納付（支払）証明や口座振替…総務・医療制度担当☎948-6376
- ◎保険給付（高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など）…給付担当☎948-6361
- ◎保険料のお支払い…収納担当☎948-6368・6377・6864
- ◎保健事業…総務・医療制度担当☎948-6375

### 所得申告書を提出しましょう

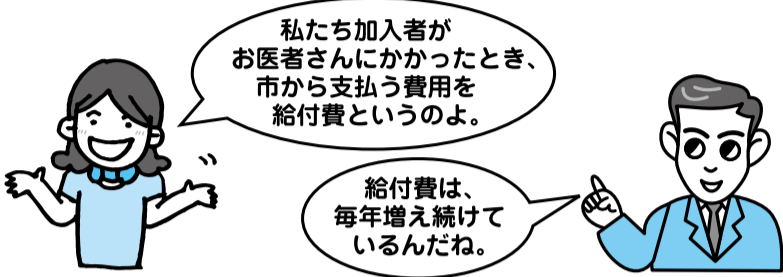
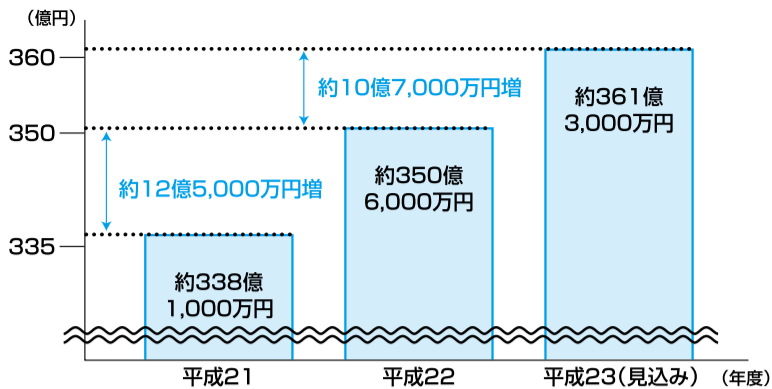
保険料は加入者の前年の所得から計算します。正しい保険料計算のため、所得申告書（国保・年金課〈市役所別館3階〉・支所にあり）を提出しましょう。

【対象】国保加入者が属する世帯の世帯主で次のいずれかに該当する人▶年末調整・確定申告などをしていない▶受給年金が遺族または障害年金のみ

【提出先】直接または郵送で〒790-8721国保・年金課へ



市国保の保険給付費の推移



給付費増 厳しき続く国保会計

国保会計は、医療費の増加などにより給付費が膨らみ、厳しい状況が続いています。日ごろから健康状態を把握して医療機関を適切に受診する

ことは、病気の早期発見・早期治療だけでなく、医療費増加の抑制にもつながります。健康な生活で、国保の安定運営に協力しましょう。

国民健康保険は、病気やけがなど、いざというとき安心してお医者さんにかかれるように、加入者の皆さんが収入に応じて保険料を出し合い、国・県などからの補助と合わせて医療費を負担する助け合いの制度です。

特集

国民健康保険 みんなで助け合おう

特定健康診査で健康な生活を

医療費のうち約3割は生活習慣病に関するものです。生活習慣病の多くは、自覚症状がなく、気が付かないうちに進行します。自分の健康状態を把握し、生活習慣病を早期発見するためにも、年に一度の特定健康診査をお勧めします。40～74歳の国保加入者には、受診券と健診のしおりを送付しています。受診方法や日程を確認して特定健康診査を受け、健康管理に役立てましょう。



お問い合わせは、国保・年金課 ☎948 6375・FAX 934 2631

国保料を納めましょう



納付義務者とは

国保加入者が属する世帯の世帯主です。世帯主自身が国保に加入していても、同一世帯に国保加入者がいれば納付義務者になります。

平成24年度保険料の通知

平成24年度保険料の通知の送付時期は次のとおりです。

- ① 国保加入者  
【時期】6月中旬  
【問い合わせ】国保・年金課 ☎948 6365・FAX 934 2631
- ② 後期高齢者医療制度加入者  
【時期】7月中旬  
【問い合わせ】高齢福祉課 ☎948 6941・FAX 934 1763

普通徴収

納付書または口座振替による納付

平成24年度納期限

1期	2期	3期	4期	5期
7/2(月)	7/31(火)	8/31(金)	10/1(月)	10/31(水)
6期	7期	8期	9期	10期
11/30(金)	12/25(火)	平成25年 1/31(木)	2/28(木)	4/1(月)

※納期限は月末（12月は25日）です。納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日が納期限となります

納付方法

保険料の納付は、安心・便利な口座振替を！  
毎月、自動振替で、納め忘れを防止できます。申し込みはがき(納入通知書と同封)に必要な事項を記入・押印し、直接または郵送で〒790-8721 国保・年金課(市役所別館3階)へ

特別徴収

年金天引きによる納付

平成24年度天引き日

4月	6月	8月	10月	12月	2月
4/13(金)	6/15(金)	8/15(水)	10/15(月)	12/14(金)	平成25年 2/15(金)

※4・6月の1回当たりの納付額は、前年度2月の納付額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額です。8月以降の納付額は6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の納付額を引き4で割った金額です

口座振替に変更を希望する人は「納付方法変更申出書(国保・年金課にあり)」を提出してください。納付書での納付には変更できません。

【対象者】次の全てに該当する人▶加入者が65～74歳で構成されている世帯の世帯主(他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主は除く)▶特別徴収の対象となる年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)を年間18万円以上受給▶国保料と介護保険料(65歳以上)の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない